

	60歳前半の老齢厚生年金	老齢厚生年金																																							
支給開始年齢	<p>■支給開始年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>定額部分</th> <th>報酬比例部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ S16.4.1</td><td>60歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S16.4.2 ～ S18.4.1</td><td>61歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S18.4.2 ～ S20.4.1</td><td>62歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S20.4.2 ～ S22.4.1</td><td>63歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S22.4.2 ～ S24.4.1</td><td>64歳～</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S24.4.2 ～ S26.4.1</td><td>---</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S26.4.2 ～ S28.4.1</td><td>---</td><td>60歳～</td></tr> <tr><td>S28.4.2 ～ S30.4.1</td><td>---</td><td>61歳～</td></tr> <tr><td>S30.4.2 ～ S32.4.1</td><td>---</td><td>62歳～</td></tr> <tr><td>S32.4.2 ～ S34.4.1</td><td>---</td><td>63歳～</td></tr> <tr><td>S34.4.2 ～ S36.4.1</td><td>---</td><td>64歳～</td></tr> <tr><td>S36.4.2 ～</td><td>---</td><td>---</td></tr> </tbody> </table> <p>※女性は5年遅れ ※特定警察職員等は6年遅れ</p>	生年月日	定額部分	報酬比例部分	～ S16.4.1	60歳～	60歳～	S16.4.2 ～ S18.4.1	61歳～	60歳～	S18.4.2 ～ S20.4.1	62歳～	60歳～	S20.4.2 ～ S22.4.1	63歳～	60歳～	S22.4.2 ～ S24.4.1	64歳～	60歳～	S24.4.2 ～ S26.4.1	---	60歳～	S26.4.2 ～ S28.4.1	---	60歳～	S28.4.2 ～ S30.4.1	---	61歳～	S30.4.2 ～ S32.4.1	---	62歳～	S32.4.2 ～ S34.4.1	---	63歳～	S34.4.2 ～ S36.4.1	---	64歳～	S36.4.2 ～	---	---	<p>■支給開始年齢</p> <p>65歳以上</p>
生年月日	定額部分	報酬比例部分																																							
～ S16.4.1	60歳～	60歳～																																							
S16.4.2 ～ S18.4.1	61歳～	60歳～																																							
S18.4.2 ～ S20.4.1	62歳～	60歳～																																							
S20.4.2 ～ S22.4.1	63歳～	60歳～																																							
S22.4.2 ～ S24.4.1	64歳～	60歳～																																							
S24.4.2 ～ S26.4.1	---	60歳～																																							
S26.4.2 ～ S28.4.1	---	60歳～																																							
S28.4.2 ～ S30.4.1	---	61歳～																																							
S30.4.2 ～ S32.4.1	---	62歳～																																							
S32.4.2 ～ S34.4.1	---	63歳～																																							
S34.4.2 ～ S36.4.1	---	64歳～																																							
S36.4.2 ～	---	---																																							
支給要件	<p>① 60歳以上であること</p> <p>② 1年以上の被保険者期間を有すること</p> <p>③ 老齢基礎年金の受給資格期間(保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間=10年以上)を満たしていること</p>	<p>① 65歳以上であること</p> <p>② 1ヶ月以上の被保険者期間を有していること</p> <p>③ 老齢基礎年金の受給資格期間(保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間=10年以上)を満たしていること</p>																																							
年金額	<p>■報酬比例部分(原則)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th colspan="2">報酬比例部分の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年4月1日以後</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬額 × <math>\frac{5.481}{1,000}</math></td> <td>× H15.4.1以後の被保険者期間の月数</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月1日前</td> <td>被保険者期間の平均標準報酬月額 × <math>\frac{7.125}{1,000}</math></td> <td>× H15.4.1前の被保険者期間の月数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 昭和21年4月1日以前生まれの者については、生年月日に応じて給付乗率を読み替える。 ※ 「平均標準報酬額」とは、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額に再評価率を乗じて得た額の総額を、当該被保険者であった期間の月数で除して得た額をいう。 ※ 「平均標準報酬月額」とは、平成15年4月1日前の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額を、平成15年4月1日前の被保険者であった期間の月数で除して得た額をいう。</p> <p>■再評価率の改定等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>再評価率の改定</th> <th>基準年度以後再評価率の改定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則</td> <td>名目手取り賃金変動率を基準として改定する ※名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率 × 可処分所得割合変化率</td> <td>物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を基準とする ※基準年度以後再評価率=受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後の年(68歳)の4月1日の属する年度以後において適用される再評価率</td> </tr> <tr> <td>調整期間の特例</td> <td>算出率を基準とする ※算出率 = 名目手取り賃金変動率 × 調整率 × 前年度の特別調整率(当該率が1を下回るときは、1)</td> <td>基準年度以後算出率を基準とする ※基準年度以後算出率 = 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率) × 調整率 × 前年度の基準年度以後特別調整率(当該率が1を下回るときは、1)</td> </tr> </tbody> </table>	期間	報酬比例部分の額		平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$	× H15.4.1以後の被保険者期間の月数	平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$	× H15.4.1前の被保険者期間の月数		再評価率の改定	基準年度以後再評価率の改定	原則	名目手取り賃金変動率を基準として改定する ※名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率 × 可処分所得割合変化率	物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を基準とする ※基準年度以後再評価率=受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後の年(68歳)の4月1日の属する年度以後において適用される再評価率	調整期間の特例	算出率を基準とする ※算出率 = 名目手取り賃金変動率 × 調整率 × 前年度の特別調整率(当該率が1を下回るときは、1)	基準年度以後算出率を基準とする ※基準年度以後算出率 = 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率) × 調整率 × 前年度の基準年度以後特別調整率(当該率が1を下回るときは、1)																						
期間	報酬比例部分の額																																								
平成15年4月1日以後	被保険者期間の平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1,000}$	× H15.4.1以後の被保険者期間の月数																																							
平成15年4月1日前	被保険者期間の平均標準報酬月額 × $\frac{7.125}{1,000}$	× H15.4.1前の被保険者期間の月数																																							
	再評価率の改定	基準年度以後再評価率の改定																																							
原則	名目手取り賃金変動率を基準として改定する ※名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率 × 可処分所得割合変化率	物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を基準とする ※基準年度以後再評価率=受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後の年(68歳)の4月1日の属する年度以後において適用される再評価率																																							
調整期間の特例	算出率を基準とする ※算出率 = 名目手取り賃金変動率 × 調整率 × 前年度の特別調整率(当該率が1を下回るときは、1)	基準年度以後算出率を基準とする ※基準年度以後算出率 = 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率) × 調整率 × 前年度の基準年度以後特別調整率(当該率が1を下回るときは、1)																																							
	<p>■定額部分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">定額部分の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1,628円 × 改定率 × 被保険者期間の月数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 昭和21年4月1日以前生まれの者については、生年月日に応じて、「1,628円 × 改定率 × 1.875～1.032 × 被保険者期間の月数」となる。 ※ 被保険者期間の月数には、生年月日に応じて次の上限がある。 昭和4年4月1日以前生まれ:420月(35年) ～ 昭和21年4月2日以後生まれ:480月(40年)</p> <p>■特例</p> <p>(障害者) 報酬比例部分のみの60歳前半の老齢厚生受給権者が、次の要件に該当した場合は、特老厚の請求をすることができる。</p> <p>①被保険者でないこと ②障害等級1～3級の障害状態にあること</p> <p>(長期加入者) 報酬比例部分のみの60歳前半の老齢厚生受給権者が、次の要件に該当した場合は、特老厚が支給される。(請求不要)</p> <p>①被保険者でないこと ②被保険者期間(離婚時みなし被保険者期間を除く)が44年以上(=16歳～60歳まで44年間厚年に加入していた)</p> <p>(坑内員・船員) 坑内員+船員期間を合算して15年以上あるときは、特老厚が支給される。 ・被保険者期間の計算特例により3分の4倍又は5分の6倍しない、実際の被保険者期間が15年以上必要となる。 ・昭和41年4月1日以前に生まれたい者について、生年月日に応じて、55～64歳に達したときに支給が開始される。</p>	定額部分の額		1,628円 × 改定率 × 被保険者期間の月数		<p>■経過的加算</p> <p>65歳からの老齢基礎年金と老齢厚生年金の合算額が、60歳前半に受給していた特老厚の額より低くなる場合、当分の間、老齢厚生年金に加えてその差額が支給される経過的加算が行われる。 経過的加算の額は、0歳前月の老齢厚生年金の定額部分の額(下記)から厚年加入期間に係る老齢基礎年金の額(下記)を控除した額とされる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">①の額(60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1,628円 × 改定率 × 被保険者期間の月数</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">②の額(厚年加入期間に係る老齢基礎年金の額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>780,900円 × 改定率 ×</td> <td><math>\frac{\text{昭和36年4月以後で20～60歳未満の厚年の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}</math></td> </tr> </tbody> </table>	①の額(60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の額)		1,628円 × 改定率 × 被保険者期間の月数		②の額(厚年加入期間に係る老齢基礎年金の額)		780,900円 × 改定率 ×	$\frac{\text{昭和36年4月以後で20～60歳未満の厚年の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$																											
定額部分の額																																									
1,628円 × 改定率 × 被保険者期間の月数																																									
①の額(60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の額)																																									
1,628円 × 改定率 × 被保険者期間の月数																																									
②の額(厚年加入期間に係る老齢基礎年金の額)																																									
780,900円 × 改定率 ×	$\frac{\text{昭和36年4月以後で20～60歳未満の厚年の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$																																								
加給年金額	<p>■支給要件</p> <p>①年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上(20年)である者</p> <p>②受給権者が定額部分の支給開始年齢に達した当時(老齢厚年においては、権利を取得した当時)、その者によって生計を維持していた次のa.～c.のいずれかの者がいるとき</p> <p>a.65歳未満の配偶者 b.18歳年度末までの間にある子 c.20歳未満で障害等級1・2級の子</p> <p>※年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であった時は、退職時改定により240以上となるに至った当時、加算要件に該当する配偶者又は子がある場合に、加給年金が加算される。</p> <p>■加給年金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>加給年金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>224,700円 × 改定率</td> </tr> <tr> <td>1・2人目の子</td> <td>224,700円 × 改定率 (1人につき)</td> </tr> <tr> <td>3人目の子</td> <td>74,900円 × 改定率 (1人につき)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※報酬比例部分相当のみの老齢厚年には加給年金額は加算されない。 ※配偶者の加給年金額には、受給権者の生年月日に応じ、特別加算が行われる。</p> <p>■特別加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給権者の生年月日</th> <th>特別加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和9年4月2日～昭和15年4月1日</td> <td>33,200円 × 改定率</td> </tr> <tr> <td>昭和15年4月2日～昭和16年4月1日</td> <td>66,300円 × 改定率</td> </tr> <tr> <td>昭和16年4月2日～昭和17年4月1日</td> <td>99,500円 × 改定率</td> </tr> <tr> <td>昭和17年4月2日～昭和18年4月1日</td> <td>132,600円 × 改定率</td> </tr> <tr> <td>昭和18年4月2日以後</td> <td>165,800円 × 改定率</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	加給年金額	配偶者	224,700円 × 改定率	1・2人目の子	224,700円 × 改定率 (1人につき)	3人目の子	74,900円 × 改定率 (1人につき)	受給権者の生年月日	特別加算額	昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円 × 改定率	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円 × 改定率	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円 × 改定率	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円 × 改定率	昭和18年4月2日以後	165,800円 × 改定率	<p>■増額改定</p> <p>受給権を取得した当時、胎児であった子が出生したときは、その子は、その権利を取得した当時、その者と生計を維持していた子とみなされ、その出生月の翌月から年金額が改定される。</p> <p>■減額改定</p> <p>加算要件となっている配偶者又は子が、次のいずれかに該当するときは、その該当するに至った月の翌月から年金額が改定される。</p> <p>①死亡したとき ②受給権者による生計維持の状態がやんだとき ③配偶者が、離婚又は婚姻の取消をしたとき ④配偶者が、65歳に達したとき ⑤子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき ⑥養子縁組による子が、離縁をしたとき ⑦子が、婚姻したとき ⑧子(障害等級1・2級の子を除く)について、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき ⑨障害等級1・2級の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く)について、その事情がやんだとき ⑩子が、20歳に達したとき</p>																			
対象者	加給年金額																																								
配偶者	224,700円 × 改定率																																								
1・2人目の子	224,700円 × 改定率 (1人につき)																																								
3人目の子	74,900円 × 改定率 (1人につき)																																								
受給権者の生年月日	特別加算額																																								
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円 × 改定率																																								
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円 × 改定率																																								
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円 × 改定率																																								
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円 × 改定率																																								
昭和18年4月2日以後	165,800円 × 改定率																																								